

神機健発第59号
令和元年12月12日

事業主・事務担当者様

神奈川県機器健康保険組合
理事長 坂本 康祐
(公印省略)

被扶養者認定要件に係る取扱事務の変更について

寒冷の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和元年5月22日公布され、被扶養者の要件に「国内居住要件」が追加されました。

令和2年4月1日より施行となり、改正された主な内容を下記のとおりご案内させていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 改正内容

現行制度では、海外に在住している方でも一定の要件を満たせば被扶養者として認定されますが、令和2年4月1日から「国内居住要件」が追加されることにより、「原則として国内に居住していること」が認定の要件となります。

- ① 被扶養者の要件に「日本国内に住所を有するもの」が追加されます。
- ② 留学生、海外赴任の帯同家族等日本国内に住所を有しないが、渡航目的などの事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものは被扶養者の要件を満たすこととされます。(省令で制定)
- ③ 外国籍の方で、医療滞在等で来日し国内に居住する方は、健康保険の被扶養者にはなれなくなります。(省令で制定)

2. 国内居住要件の例外に該当する場合（日本国内に生活の基礎があると認められるもの）

以下の①～⑤の場合は、例外として「日本国内に生活の基礎がある」と認められます。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する方
- ③ 観光・保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方であって、②と同等と認められる方
- ⑤ ①から④までに掲げる方のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方

裏面に続く

3. 国内居住要件の例外に該当しない場合

日本国籍を有しない方で、在留資格（ビザ）が以下の①～③の特定活動である場合は、日本国内に住所を有していても健康保険の適用が除外されます。

- ① 病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動
- ② ①の医療を受ける活動を行う方の日常生活の世話をする活動
- ③ 1年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動

4. 認定に当たっての添付書類について

従来、被扶養者の認定の際に健康保険被扶養者（異動）届に住民票の添付を求めておりませんが、今回の改正に伴い**日本国内に住所があることを確認するため世帯全員の住民票（※）の添付が必須**となります。（※続柄が記載された世帯全員の住民票。マイナンバーについては非表示。）

また、日本国内に住所がなく、「国内居住要件の例外に該当する」場合、以下の添付書類が必要となります。

なお、書類が外国語で作成されたときは、その書類に翻訳者の署名及び翻訳文が必要となります。

例外該当事由	添付書類
①外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明証、入学証明証等の写し
②外国に赴任する被保険者に同行する方	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外の渡航する方	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

5. 施行日および経過措置について

施行日 令和2年4月1日

現在被扶養者となっている方も改正後の要件に該当しない場合、施行日をもって届出により被扶養者から削除されます。

ただし、保険医療機関に入院している場合の被扶養者の資格については、入院期間中は継続されます。

(お問い合わせ先)

神奈川県機器健康保険組合

TEL 045-641-7713